

秋田けやき会居宅介護支援事業所

1. 事業の目的

秋田けやき会居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的としています。

2. 運営の方針

利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。また関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、介護保険施設等との連携を図ります。

3. 従業者の職種・員数(人)

令和6年4月1日現在

職種	基準	常勤	非常勤	計	備考
管理者(主任介護支援専門員)	1	1		1	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	1	4		4	1名管理者と兼務

4. 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日	国民の祝日、12月29日～31日、1月2日～3日を除く
営業時間	8:30～17:30	ただし、電話等により、24時間連絡が可能な体制とします。

※緊急やむを得ない場合は、上記にかかわらず指定居宅介護支援の提供を行います。

5. 提供サービスの内容

- (1) サービス担当者会議の開催や照会等による専門的見地の聴取
- (2) 居宅サービス計画の作成と必要に応じた見直し
- (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- (4) 介護保険施設への紹介その他便宜の提供

6. 利用料その他費用の額(月額)

令和6年4月1日現在

- (1) 法定代理受領の場合 無料
- (2) 法定代理受領以外の場合

介護度	基本料金	備考
要介護1・2	10,860円	居宅介護支援費として
要介護3・4・5	14,110円	

※他にも各種加算があります。

7. 事業の実施地域

秋田市全域